

訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十三号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第三百三号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二條第一項に規定する看護師等のうち、六割以上が同項第一号に規定する看護職員であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (1)の口を満たすものであること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(3) 機能強化型訪問看護管理療養費3の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (1)の口を満たすものであること。</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について十分な実績を有すること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(3) 機能強化型訪問看護管理療養費3の基準 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (新設)</p>

ハクト (略)

(4) (6) (略)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一・二 (略)

三 訪問看護基本療養費の注10及び精神科訪問看護基本療養費の

注7に規定する長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者

(1) (2) (略)

四 (略)

九 訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) (3) (略)

(4) 十五歳未満の小児

十 (略)

第三・第四 (略)

第五 経過措置

令和二年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1から3までに係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和三年三月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに該当するものとみなす。

ロケヘ (略)

(4) (6) (略)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一・二 (略)

三 訪問看護基本療養費の注10及び精神科訪問看護基本療養費の

注の7に規定する長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者

(1) (2) (略)

四 (略)

九 訪問看護情報提供療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

(1) (3) (略)

(新設)

十 (略)

第三・第四 (略)

(新設)